

事務局ニュース

<http://hanno-gakudouclub.com>
hanno.gakudou@ace.ocn.ne.jp



飯能市学童クラブの会 事務局発行

042-972-8490

飯能市双柳 353-172

「放課後児童支援員」認定資格研修が始まっています

11月10日(土)に入間市産業文化センターで放課後児童支援員認定資格研修7コースの第1日目が行われました。「放課後児童支援員」の資格を取るため、飯能市や入間市、狭山市、所沢市など各地の学童から110名超の指導員が集まりました。クラブの会からは4名の指導員が参加しています。今年度は1月31日(木)からスタートする11コースが最終回で、同じく入間市産業文化センターで行われます。11コースには、クラブの会から4名の指導員が参加する予定です。

「放課後児童支援員」って何？

2014年4月に国は「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（省令基準）」を定めました。これまで学童保育に携わる指導員に特別な資格はありませんでしたが、ここで「放課後児童支援員」という資格を新たに設け、原則「支援の単位ごとに2人以上」おくことを義務付けました。

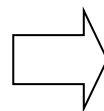
学童保育に通う子どもは一人ひとりの年齢や発達段階、家庭環境や生活環境が異なります。それぞれの興味・関心も様々です。

また、学童保育で過ごす時間は、実は、学校で過ごす時間よりも長いのです。

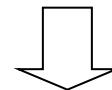
子どもたちが長期間・長時間を過ごす学童で、一人ひとりが安心して充実した生活がおくれるように、指導員には子どもたちの年齢や発達過程に応じたかかわりを持ち、子どもたち自らが学童を「安心できる毎日の生活の場」と認識し、自ら進んで通い続けられるように支え・援助することが求められています。

「放課後児童支援員」の資格を取得するには・・・

- ①保育士
- ②社会福祉士
- ③高卒で2年以上の実務経験者
- ④幼稚園、小学校、中学校、高等学校等教諭
- ⑤大学で社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学、体育学等履修者
- …他、全9項目のうちいずれかに該当する者



認定資格研修を修了



放課後児童支援員

クラブの会総会ではその年度に何名の指導員が「放課後児童支援員」の資格を取得したか報告しています。クラブの会には現在11名の放課後児童支援員がおり、今年度末には19名になる予定です。また、有資格者には「キャリアアップ事業」を活用し、資格手当を支給します。

「放課後児童支援員」ってどんなことを学んでいるの？

認定資格研修で学ぶ科目は以下のとおりです。（90分×16科目）

1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の理解

- ① 放課後児童健全育成事業の目的及び制度内容
- ② 放課後児童健全育成事業の一般原則と権利擁護
- ③ 子ども家庭福祉施策と放課後児童クラブ

8月に指導員会主催で行われた学習会の講師をしてくださった真田祐さんが担当されています

2. 子どもを理解するための基礎知識

- ④ 子どもの発達理解
- ⑤ 児童期（6歳～12歳）の生活と発達
- ⑥ 障害のある子どもの理解
- ⑦ 特に配慮を必要とする子どもの理解

3. 放課後児童クラブにおける子どもの育成支援

- ⑧ 放課後児童クラブに通う子どもの育成支援
- ⑨ 子どもの遊びの理解と支援
- ⑩ 障害のある子どもの育成支援

3.や4. また5.⑭や6.は一定の知識や経験を有すると認められる現役学童保育指導員が講師を担当することが多い科目です

4. 放課後児童クラブにおける保護者・学校・地域との連携・協力

- ⑪ 保護者との連携・協力と相談支援
- ⑫ 学校・地域との連携

5. 放課後児童クラブにおける安全・安心への対応

- ⑬ 子どもの生活面における対応
- ⑭ 安全対策・緊急時対応

6. 放課後児童支援員として求められる役割・機能

- ⑮ 放課後児童支援員の仕事内容
- ⑯ 放課後児童クラブの運営管理と運営主体の法令の遵守



クラブの会から参加している4名の指導員の皆さんはこれらの科目を学び、改めて学童保育の役割を認識することになります。こうして得た学びを学童保育の現場に返し、子どもたちや保護者の皆さんにとって、より安心できる学童になるよう期待しています。ちなみに今回は各学童から1名ずつ参加していますよ！

「子どもによりよい放課後の時間を過ごさせたい」という親のねがいから生まれた学童保育は、現在では子ども・子育て支援新制度により、市町村が放課後児童健全育成事業として実施する責務を有することになりました。省令基準や運営指針も策定されて、学童保育は「親が勝手にやっていること」でも「親が全責任を負うもの」ではなくなって、次のステージに進んでいると言えます。

（⇒第一義的な責任を有している）

それでも学童保育は「親のねがい」から始まったことを忘れずにいるために、保護者の皆さんには、こういった学童保育に関する流れを知っていただきたい、と思っています。

たびたび登場する「運営指針」については、次の機会にお知らせしたいと思います。